

第6回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成20年9月30日(火)

13:00~15:00

議事堂 201委員会室

1 執行部からの説明聴取

2 検討会委員提案に基づく討議について

3 その他

添付資料

- | | |
|-----|------------------------------|
| 別紙1 | 第6回検討会において説明を求める事項 |
| 資料1 | 仕様書における特記事項記載について |
| 資料2 | リサイクル製品の再生資源割合 |
| 資料3 | 検討会委員提案 |
| 資料4 | 条文の規定に係る論点等整理表 |
| 資料5 | 三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に係る意見について |

第 6 回検討会において説明を求める事項

仕様書における特記事項記載について

認定リサイクル製品に占める再生資源等の混入割合について

仕様書における特記事項記載について

1. 現 状

- (1) 三重県の発注する工事では、設計書の積算段階で「使用検討チェックリスト」を用いて、性能・品質、数量、価格、その他条件等を考慮し、当該工事で使用出来る製品があるかどうかを確認し、あれば特記仕様書に該当する製品の品目名を記載することにより、三重県認定リサイクル製品を指定して発注しています。

）発注フロー、使用検討チェックリスト及び特記仕様書：別紙のとおり

- (2) 認定リサイクル製品の優先使用については、制度が始まってから7年を経過していますが、毎年各種説明会において、使用についての留意点や優先使用の周知を行っています。

なお、実際の使用量については、毎年公表している環境森林部の使用・購入状況調査において使用実績を把握していますが、個々の工事での検証は行っていません。

- (3) 第4回検証検討会におきまして、約30件の抽出工事で特記仕様書へ適切に記載が行われていないとのご指摘をいただきましたので、舗装工事の上層路盤材について、本年4月から9月までに入札結果が公表された17件の内容を確認しました。

調査の結果、認定製品を指定したものが6件、販売区域外や使用基準（価格比など）で使用出来なかったものが10件で、認定製品が使用出来るにも関わらず積算で通常製品を選定し、特記仕様書に指定のないものが1件確認されたほか、路盤材以外の製品についても特記仕様書への記載漏れなどが一部で確認されました。

なお、特記仕様書に指定が無かった案件については、発注機関へ確認しましたところ、工事発注後に間違いに気がつき、既に請負業者と協議のうえ認定製品を使用するよう対応済みとのことでした。

2. 課 題

- (1) 認定リサイクル製品の優先使用については、各発注機関で認識されていると理解しているところですが、今回抽出した工事で確認したところ、一部で適切に執行されていない案件が確認されたことから、これまでの運用方法（紙ベースで行っている使用検討チェックリストや特記仕様書など）及び周知（各種説明会等）では限界であると考えています。

- (2) また、今回の調査において認定製品を使用していない案件は、担当者の選定漏れであったことから、各担当者が漏れが無く容易に製品を検索し使用検討できる手法を検討する必要があります。

さらに、認定製品が優先使用されているか（漏れがないか）の確認（検証）についても、検討が必要と考えています。

3. 対策と方針

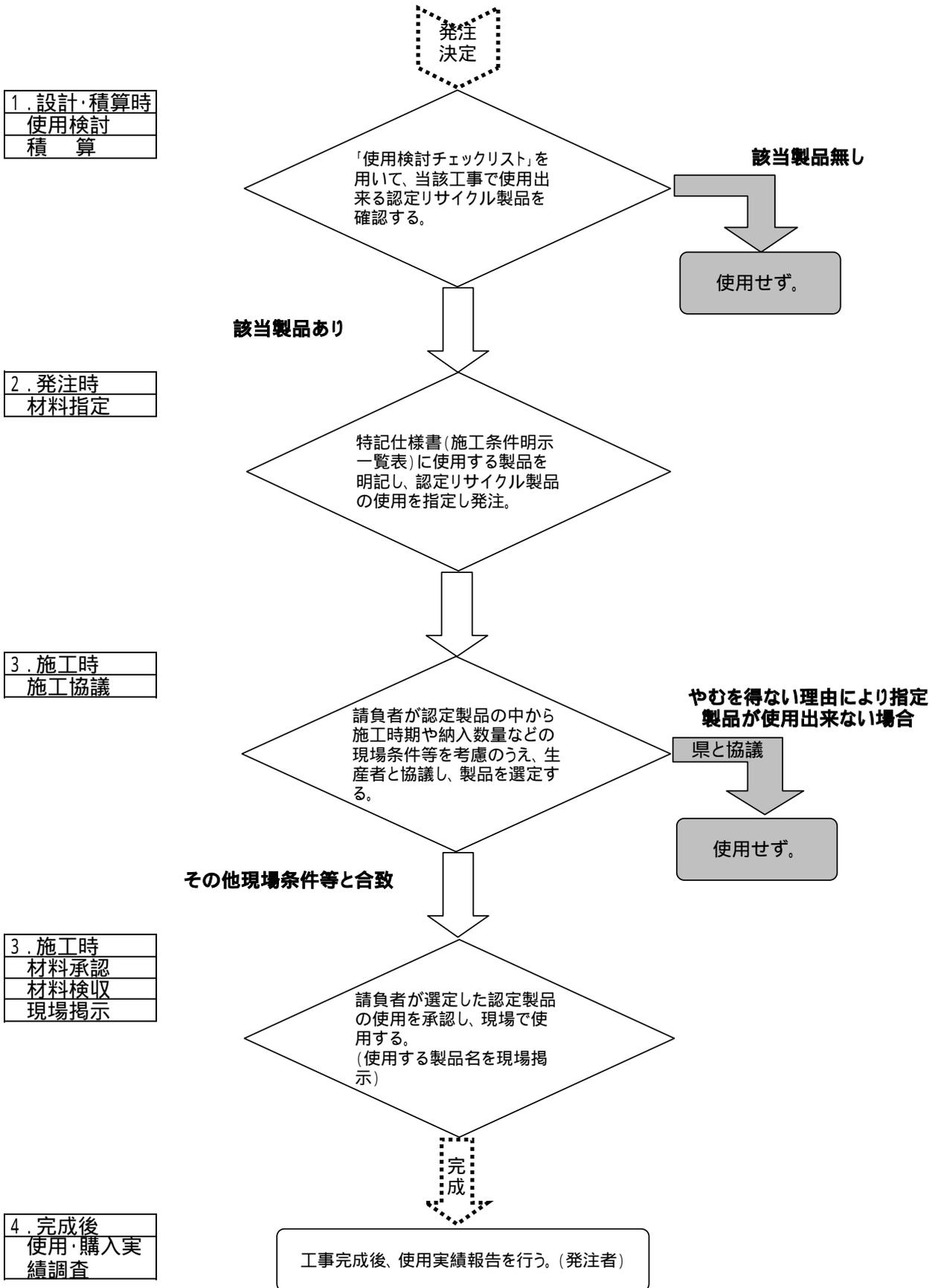
(1) 現在、積算時に用いる使用検討チェックリストについては、性能・品質、数量、価格、その他条件等について、認定番号別に使用検討を行っていますが、これを積算担当者が製品の選定時に漏れが無く、特記仕様書とリンク付けするなど使いやすいシステム（エクセル形式）となるよう、平成21年度中の稼働を目指してチェックリストの改訂に取り組んでいるところです。

なお、それまでの間については、積算担当者向けに認定リサイクル製品の使用手順等が、適切に運用されるよう、再度周知徹底を図っていきたいと考えています。

(2) また、個々の工事での検証については、現段階ではチェックリストに記載した内容を確認すること以外に方法がないことから、効率的な検証方法を検討していきたいと考えているところです。

発注フロー(三重県で行う公共工事での認定リサイクル製品使用手順)

2008.9.30
公共事業運営室



工事名： (主) 線地方特定道路整備工事
 確認日： 平成 年 月 日
 担当者： 三重 太郎

使用検討チェックリスト抜粋

H20. 9. 12 現在認定製品対象

認定番号	分類	申請社名 (所在地、)	製品名 (品目名)	製品の特徴等	主な用途	当該工事に 使用可能製 品であるか のチェック	*(1) 使用基準のチェック				検討結果	*(2) 備考
							性能 品質	数量	価格	その他		
建一 1	一般 土木 用材	(株)リーテック (菟野町、 059-393-3558)	リード (改良土)	・汚泥(中間処理した脱水ケーキ)を、改良プラント(生石灰を添加)で加工し第2種改良土相当品に製品化する。 ・取り扱いやすく締め固めも良好で、盛土材、埋戻し材に利用が可能です。 ・生石灰を配合しているため、アルカリ溶出に注意を要する。	埋め戻し材、盛土材	使用可能 使用不可能	適 否	適 否	適 否	適 否	使用 不使用	必要数量の調達不可。
建一 48	一般 土木 用材	山一建設(株) (伊賀市、 0595-24-2001)	リサイクル土 (改良土)	・建設発生土利用技術マニュアルの第2種建設発生土相当品に製品化します。 ・下水道工事等の埋め戻し、道路工事の盛土材等に利用が可能です。 ・生石灰を配合しているためアルカリ溶出に注意を要します。	盛土・埋め戻し土	使用可能 使用不可能	適 否	適 否	適 否	適 否	使用 不使用	本製品は石灰が含まれており、施工現場に近接する養鰻場への影響が懸念されるため。
建一 73	一般 土木 用材	余野部建材(株) (伊賀市、 0595-21-1186)	Yーソイル (改良土)	・建設発生土利用技術マニュアルの第2種建設発生土相当品に製品化します。 ・工作物の埋め戻し、土木構造物の裏込め、宅地造成等に利用が可能です。 ・石灰複合系固化材を配合しているため、アルカリ溶出に注意を要します。	埋め戻し材、裏込め材等	使用可能 使用不可能	適 否	適 否	適 否	適 否	使用 不使用	価格が使用基準を超えるため。
建一 97	一般 土木 用材	大有建設(株) (名古屋市、生産は津市： 059-238-3200)	良土MC(いい つちエムシー) (改良土)	・建設残土を天日干しにより含水比調整を行った後、生石灰を添加し第1・2種改良土相当品に製品化します。 ・厳正な品質管理の下、再掘削性を有し、ライフラインの埋め戻しにも適しています。 ・生石灰を配合しているため、アルカリ溶出に注意を要します。	埋め戻し材、盛土材、宅地造成等	使用可能 使用不可能	適 否	適 否	適 否	適 否	使用 不使用	
建一 12	一般 土木 用材	(株)トークレー (名古屋市、生産は津市、052- 323-5966)	ソイルミックス #10 (土壌改良材)	・水はけが良く、ぬかるみの解消が図られる。また、保水性に優れ、発塵しにくい。	グラウンド用土質改良材	使用可能 使用不可能	適 否	適 否	適 否	適 否	使用 不使用	

- * (1) 公共工事における使用基準については、平成14年3月28日付け公推第703号を参照。
- * (2) 検討結果不使用の場合は、備考欄に理由を記入すること。
- * (3) 当該工事に使用可能な製品である場合は、必ず設計書に添付すること。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
排水工（濁水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ）、材料種類（ ）、施工範囲（ ） 削孔数量（ ）、注入量（ ）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ）、材料関係（ 記入例 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 （認定製品の品名： 上層路盤材、盛土材、落ちふた式U形側溝 ） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 工専用バリケード、木製看板、緑化基盤材 ） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】
そ の 他	<input type="checkbox"/> 工所用機材の保管及び仮置きが必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生産品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（平成 年 月 日） その他（ ） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 請負者で運搬 <input type="checkbox"/> 請負者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ） 運搬距離（L = km） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適 用 条 件		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成18年7月版）を適用（部分改訂を行った内容も含む（最新改訂 H . . ）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

リサイクル製品の再生資源割合

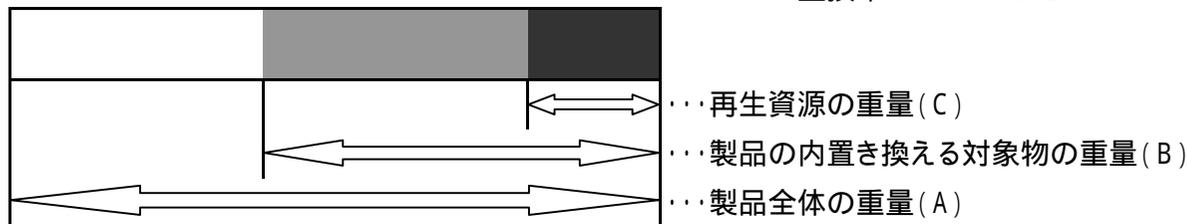
資料 2

平成20年9月30日
ごみゼロ推進室

	認定数	再生資源割合 (%)			置換率 (%)			備考
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	
土砂類(路盤材含む。)	16	100	35	75	100	35	75	
コンクリート	63	21	10	12	45	21	33	細骨材の代替として溶融スラグ等を利用。 置換率は細骨材中の溶融スラグ等の再生資源の割合。
緑化基盤材	4	88	47	73	100	100	100	植生マットを利用した製品(1製品)を含む。
その他建設資材	10	100	4	53	100	73	95	ブロック類(3製品)、グレーチング(2製品)、再生プラスチック製品(4製品)、石膏ボード(1製品)
肥料	3	100	100	100	100	100	100	現在の認定品については牛糞、木くず、動植物性残渣を再生資源に用いており、再生資源割合が100%となる。
物品・環境資材	20	100	100	100	100	100	100	ペットボトルを原料としたネットが5製品、間伐材を用いた看板等が15製品が対象となり、再生資源使用率は100%(付属品は除く。)となる。

同一の認定番号で複数の配合があるものは最低の再生資源割合のものを用いて平均を算出した。

再生資源割合・・・C/A
置換率 ……………C/B



三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

委員名(杉本 熊野)

1. 第6条(認定及び認定基準)について
 - ・品質・安全性等に関する認定基準の検討を行い、その結果、必要であれば条例及び施行規則を改定する。
2. 第16条(立ち入り検査等)について
 - ・「できる」規定を義務規定に改定する。
 - ・品質・安全性の確保のため、認定後の検査について検討し、その結果、必要であれば条例及び施行規則を改定する。
3. 認定審査・取り消し過程について
 - ・リサイクル製品認定検討会「環境部会」、三重県リサイクル認定委員会などの所掌・権限を明記し、認定審査過程を明確化する。認定取り消し過程についても同様。
4. 第8条の5(認定リサイクル製品の表示)について
 - ・利用推進のため表示を義務づける。
 - ・現在のマークを「品質・安全性の保証」「循環型社会構築への寄与」などが利用者により理解しやすいものに変更できないか。
5. 第17条(研究開発の支援)について
 - ・現在、「三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金」による事業者の研究開発支援や産官の連携も一部行われているが、今後、多様な製品開発をめざして産官学共同等による研究開発を推進するため、条例を改定する。
 - ・製品開発だけでなく、今後は利用・普及に関する研究開発が必要である。
6. 利用推進、広報啓発について
 - ・全庁、市町、事業者、県民が、循環型社会への認識を深め、リサイクル製品利用がより推進されるよう、条例を検討する。
7. その他
 - (1) リサイクル製品認定委員の任命について
 - ・条例第7条では、「生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから・・・」となっている。利用推進のため流通に関する認定委員を加えて任命してはどうか。

議員提出条例に係る検証検討会
三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、意見、提案をご記入いただき、9月26日（金）必着で議会事務局へ提出してください。

委員名（新政みえ 北川裕之）

検討すべき論点（条例改正事項、知事への申入れ事項等）についてご記入ください。

- ・リサイクル製品の性状もしくは原料の種類によって、一律ではなく、適切な検査回数や内容を定めるべき。
- ・三重県内発生 of 廃棄物の含まれる割合の基準が必要では。

議員提出条例に係る検証検討会

三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、意見、提案をご記入いただき、9月26日（金）必着で議会事務局へ提出してください。

委員名（ 日沖正信 ）

○ 検討すべき論点（条例改正事項、知事への申入れ事項等）についてご記入ください。

リサイクル条例に関する意見

●特別管理廃棄物を使用しようないことについて、これまでどおり規則でいくか、条例に定めるか 議論

または、特別管理廃棄物でも、すべて排除してしまうのはいかがか、との意見もあったので、議論の余地だけは残す??

●罰則規定についての議論

●評価基準の見直し

●認定の取り消しについて

・虚偽の報告をしたとき

・事業者が環境法令に違反したとき

・・・などをの場合、取り消し事由にする必要はないか?

●※抽象的な捉え方ですが

販路の開拓・新規分野の開拓などの支援について、条例に盛り込めないか?

●第6条1項の 認定基準の検証（4号による規則も含めて）

あらためて、専門家によって検討してもらったら・・・

●県が運用するうえで・・・

・認定製品利用拡大への強力な取り組み（市町へのお願い・民間への宣伝の方法を検討）

・新分野の開発や、リサイクル製品の発明として顕著なものは、賞を創設して、リサイクル製品についてもっと奨励していく。

・利用推進条例なので（商品開発、販路）などの視点から、アドバイスもできるような専門家を認定委員の中に入れてほしい

議員提出条例に係る検証検討会

三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、意見、提案をご記入いただき、9月26日(金)必着で議会事務局へ提出してください。

委員名 (西塚宗郎)

○ 検討すべき論点(条例改正事項、知事への申入れ事項等)についてご記入ください。

1. 利用を推進する施策について
 - ① 市町村における公共調達について
 - ② 民間への拡大施策について
2. リサイクル製品認定基準について
耐久性も基準とするか、どうか
3. 特別管理戸キ物の取扱い
処理することによって、安全性が確認された戸キ物の取扱い。

検討すべき論点について

企業が誠実な姿勢でリサイクル製品の開発をして製品化したとしても、行政による支援が足りないように思います。

良い製品ならば行政として積極的な販売促進を考えるべきです。

委員名 服部富男

議員提出条例に係る検証検討会
三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、意見、提案をご記入いただき、9月26日（金）必着で議会事務局へ提出してください。

委員名（ 〆 〆 〆 ）

○ 検討すべき論点（条例改正事項、知事への申入れ事項等）についてご記入ください。

- リサイクルの義務規定を解除するん？
- 罰則規定をいれるん？
- 地域環境（地球環境も含めて）を優先させるべきん？

議員提出条例に係る検証検討会

三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、意見、提案をご記入いただき、9月26日（金）必着で議会事務局へ提出してください。

委員名（野田勇喜正佳）

○ 検討すべき論点（条例改正事項、知事への申入れ事項等）についてご記入ください。

・ 罰則事項について、推進条例の下位条例として検討あり。

・ 研究費等の支援に関し下位条例で検討あり。

（市町への働きかけを強化するための
方策を上記支援に盛り込めたいか？）

議員提出条例に係る検証検討会

三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、意見、提案をご記入いただき、9月26日（金）必着で議会事務局へ提出してください。

委員名（森本繁史）

○ 検討すべき論点（条例改正事項、知事への申入れ事項等）についてご記入ください。

①工事仕様書に 使用を義務付けているもの、努力するもの、全々表示のないもの 統一されてないか
認定品についても、使用を義務づけるべきでないか。

②事故率と同様 検査体制に不備はないか
~~見直しが必要か~~
チェック体制の再検討が必要。

③認定品についても 再度チェックして該当しないものを削除してはどうか。（フェルトのケースもあるから）

委員名（中嶋年規）

県議会議員の中嶋です。連日いろいろとおつかれさまです。

リサイクル推進条例に対する私の意見をお送りいたしますのでよろしくお取り扱いください。

< 条例改正事項 >

* 条例第 6 条（認定基準）

第 2 項の「全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて…」にある「全部又は一部」を「○○%以上の」と基準を明確にできないか。

また、特定管理廃棄物（一般、産業ともに）を原材料として使用しないことや土壌汚染の基準の適用について岐阜県と同様に条例で明文化できないか。

* 条例第 1 6 条（立入検査等）

立入検査等の規程について、知事の調査権限をより強化できないか。

また、検査は必ずしも県職員が行わなくてもいいと思われるため、外部委託も可能とする規定を盛り込めないか。

さらに、（若干課題があるとは思いますが）県民が必要に応じて立入検査を知事に求めることのできる規定など、県民が認定製造業者のチェック機能に加わる内容を規程に盛り込むことも検討してはどうか。

* 条例第 1 7 条（研究開発の支援）

認定リサイクル製品の販路開拓、市場調査など民間部門も含めた利活用を推進する取組を県の役割に加えることができないか。

加えて、（別の条項になるが）認定委員会の役割に「利用促進に関する提言」を含めてはどうか。

* 罰則規定

罰則規定を盛り込むべきかどうかについてより議論を行いたい。

罰則規定を盛り込むとした場合、条例第 8 条（認定の申請及び通知等）の規程に、申請者が善意かつ正確な申請を行う「義務規定」を盛り込み、その上でこの義務に反する行為に対して罰則（過料）を課するといった構成要件としてはどうか。

< 知事への申し入れ事項 >

* 認定リサイクル製品について県の調達努力の強化（特に中小企業からの調達）と具体的な方策を提言していきたい。

* 肥料や堆肥の認定リサイクル製品の利活用が進んでいない一因として認定基準が一般の肥料取締法の基準よりも厳しいものとなっていることもある。そのため、規則第 4 条の別表第 2（認定基準等）の中から「肥料又は堆肥」を外し、肥料や堆肥については肥料取締法に定める基準を認定の際の基準に採用すべきことを提言していきたい。

* 溶出試験の在り方について見直しを提言していきたい。

具体的には溶出試験にかかるコストが業者の重荷になっていることも配慮し、申請段階と更新段階とで試験の在り方を見直してはどうか。

また、溶出試験の在り方全般についてもより専門的な知見を広く集め、本当に必要とされている試験がなされているのか、あるいは不必要な試験を製造業者に課してはいないかを再点検してみてもどうか。

以上です。長々と分かりづらい意見になりましたがよろしくお願ひします。

中嶋 拝

議員提出条例に係る検証検討会

三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、意見、提案をご記入いただき、9月26日（金）必着で議会事務局へ提出してください。

委員名（萩原量吉）

○ 検討すべき論点（条例改正事項、知事への申入れ事項等）についてご記入ください。

1. 石原産業のゼロシフト問題について、どうしてあのような偽装が可能であったのか、条例を制定した県議会、県当局の責任を明確にすべきだ"と思う。
その反省等から、条例改正点も出てくると思う。
2. とりあえず、リサイクル製品については、特別管理廃棄物や放射性物質については、リサイクルしない、との原則を条例で明記すべきだ"と思う。また、大企業の廃棄物は対象とせず、中小企業のリサイクル製品に限定すべきだ"と思う。
3. リサイクル製品の県での利用義務づけは見なおすべきではないか。リサイクルがすべてでなく、ゴミや廃棄物を3Rで全体として見なおす政策とあわせて検討すべきだ"と思う。
4. リサイクル製品²⁰¹²認定事業所²⁰¹²からの政治家の排除は考えられないか、条例で規定することはむづかしいが、議員提案議案である以上、何かその一定のルールや規範が²⁰¹²必要ではないか、と考える。
5. 違反等に対する厳しい罰則規定は必要だ"と思う。

(とありますが、以上)

議員提出条例に係る検証検討会
三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関する意見・提案について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、意見、提案をご記入いただき、9月26日（金）必着で議会事務局へ提出してください。

委員名（ 今井 智広 ）

○ 検討すべき論点（条例改正事項、知事への申入れ事項等）についてご記入ください。

認定リサイクル製品の品質及び
安全性の確保について

第11条に認定生産者の義務が書かれていないが

認定生産者等に再生資源等を供給するもの
に対しても義務を課す必要があるのではないか

第16条 立入検査等についても供給するもの
に対する検査等も徹底するべきではないか

認定基準の具体化（使用される再生資源の含有率など）

認定委員による検査への関わり

条文の規定に係る論点等整理表

第一条 目的

条文

(目的)

第一条 この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

【改正】

01 制定当初からの規定どおり。改正なし。

他の道府県の規定の状況

01 リサイクル製品の認定制度を設けている35道府県のうち、10府県が条例において規定している(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、岐阜県、三重県、和歌山県、大阪府、岡山県、広島県)。その他の25道県は要綱等による。

02 条例を制定している10府県の分類は以下のとおり。

リサイクル製品の利用推進を図る条例(三重県[H13.10]、秋田県[H16.4]、青森県[H17.9]、和歌山県[H18.1]、岐阜県[H19.4])

グリーン購入の促進を図る条例(宮城県[H18.4])

循環型社会の形成に関する条例(岡山県[H14.10]、岩手県[H15.4]、大阪府[H15.4])

生活環境の保全に関する条例(広島県[H15.10])

執行部説明

01 県は、資源循環型社会の構築に向けた取組として、条例に基づくリサイクル製品の利用推進を始め、各種施策の展開を図ってきた。

このような取組の結果、廃棄物の再生利用率は、着実に上昇している。

一般廃棄物

(千トン)

	排出量	資源化	最終処分
H14	787	111(14.0%) 183(22.4%)	151
H19	723	110(15.1%) 232(31.1%)	84

資源化：上段：資源としての再利用率
下段：資源化率

産業廃棄物

(千トン)

	排出量	資源化	最終処分
H12	3,267	1,131(35%)	345
H16	4,320	1,700(39%)	168

資源化：再生利用率

有識者意見

検討会委員提案

論点

第二条 定義

条文

(定義)

第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品（規則で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。）を利用することにより、生産又は加工（以下「生産等」という。）をされる製品をいう。

【平成18年3月改正の内容】

01 使用できる再生資源等から特別管理廃棄物と放射性物質を含有するものを規則で除外。

他の道府県の規定の状況

01 条例では三重県、青森県、秋田県、岐阜県、和歌山県及び広島県の6県で、リサイクル製品について定義を規定している。

執行部説明

有識者意見

検討会委員提案

論点

第三条 県の責務

条文

(県の責務)

第三条 県は、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

【平成 17 年 3 月改正の内容】

●01 県の責務を努力規定から義務規定に改正。

他の道府県の規定の状況

▲01 リサイクル製品の利用推進を図る条例を定めている 5 県（三重県、青森県、秋田県、岐阜県、和歌山県）のうち、三重県、青森県及び和歌山県の 3 県は「必要な措置を講ずるものとする」義務規定としている。

秋田県及び岐阜県の 2 県は①認定製品の調達、②市町村との関係、③広報啓発に関する責務規定を設けている。

執行部説明

論点 ① 関係

◆01 県では、本条例第 15 条に規定する認定リサイクル製品の優先的な使用や、みえ・グリーン購入基本方針に基づいた環境配慮型製品の調達の一環としてリサイクル製品の利用を進めるほか、市町におけるグリーン購入の推進、認定リサイクル製品の PR による利用推進等を行っている。

有識者意見

検討会委員提案

論点 ① 関係

- ① リサイクルの義務規定を解除するか？（竹上委員）（第 15 条再掲）
- ② 石原産業のフェロシルト問題について、どうしてあのような偽装が可能であったのか、条例を制定した県議会、県当局の責任を明確にすべきだと思う。その反省等から、条例改正点も出てくると思う。（萩原委員）



第 3 条 論点

① リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする県の義務規定を見直すべきかどうか。【条例の規定の改正に関して】

第四条 県民及び事業者の責務

条文

(県民及び事業者の責務)

第四条 県民及び事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。

【改正】

01 制定当初からの規定どおり。改正なし。

他の道府県の規定の状況

01 リサイクル製品の利用推進を図る条例を定めている5県(三重県、青森県、秋田県、岐阜県、和歌山県)すべてにおいて、物品購入、借受け、役務提供を受ける場合は、できる限り製品を選択するよう努めることとする規定を設けている。

執行部説明

01 事業者等のリサイクル製品の利用推進の取組により、平成19年度における認定リサイクル製品の出荷額は、約63億円となった。

(参考) 認定製品生産者からの報告に基づく販売実績

(単位：百万円)

H19 販売実績 (製品種類別)			
製品種別		件数	販売額
建設資材	土砂類	15	211
	緑化基盤材	3	47
	コンクリート二次製品	51	1,517
	石膏ボード	1	4,474
	その他	9	46
		79	6,295
	農業資材	2	8
	物品	6	19
	環境資材	11	12
	合計	98	6,334

H19 販売実績 (使用先別)		
販売先	件数	販売額
県	74	1,266
市町	46	360
国	10	45
民間(卸等含む)	44	4,663
合計		6,334

事業者からの販売実績に基づいて作成(県の使用状況報告とは数字が合致していません)

有識者意見

検討会委員提案

論点

第五条 県と市町との協働等

条文

(県と市町との協働等)

- 第五条 県は、市町に対し、リサイクル製品の利用の推進について協力することを求めることができる。
- 2 県は、市町が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、情報の提供その他の協力を行うものとする。
- 3 県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする。

【平成 17 年 3 月改正の内容】

- 01 この改正により、新たに設けられた規定である。
- 02 この規定の趣旨としては、以下のとおり。

リサイクル製品の利用を推進するためには、多様な主体が積極的に取り組むことが大切であること、特に市町には、県が施策を進めていく上での重要なパートナーとして、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組んでほしいとの考えから、県が行う研修会、説明会などへの主体的な参加や認定リサイクル製品の利用など、また、市町が行う取組への県の協力など多方面での協働を想定していた。

また、当然ながらこの条文をもって市町に対してリサイクル製品の利用を強制するものではない。

リサイクル製品の利用推進については、将来的に、広域的な取組が必要となってくるものと考え、議長会や知事会を通じてブロック単位等での取組が可能となるよう、必要に応じて他の都道府県との連携を図ることを念頭に置き、この規定を整備することとしたものである。

他の道府県の規定の状況

- 01 市町村との関係について、条例では9府県（三重、青森、岩手、宮城、秋田、岐阜、大阪、和歌山、岡山）が規定を設けている。そのうち、青森県、岐阜県及び和歌山県では、市町村への優先的な利用についての要請等を規定している。また、秋田県及び岩手県では、市町村の責務等について規定している。
- 02 他の都道府県との関係については、条例では3府県（三重、大阪、岡山）においてのみ、連携等に関する規定を設けている。

執行部説明

- 01 市町に対しては、認定リサイクル製品を追加認定した際の最新情報の提供、各研修会・説明会等におけるリサイクル製品の認定状況、県の取組み状況の説明等を行うとともに、認定リサイクル製品の利用促進を要請している。

有識者意見

検討会委員提案

論点

第六条 認定及び認定基準

条文

(認定及び認定基準)

第六条 知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準(以下「認定基準」という。)のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

- 一 県内の工場又は事業場(第三号及び第十六条第一項において「工場等」という。)において生産等をされる製品であること。
 - 二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。
 - 三 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。
 - 四 前三号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。
- 2 知事は、リサイクル製品の生産等しようとする者(第八条第七項において「生産予定者」という。)の申請については、当該申請があった日の翌日から起算して六月以内に生産等が開始されることが確実であると認めるときに限り、認定を行うことができる。
- 3 知事は、第一項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付することができる。

【平成 18 年 3 月改正の内容】

- 01 認定基準として、品質及び安全性に関する基準に、規則で重金属類6項目(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン)の土壤環境基準(溶出試験)を追加。(対象品目:製品の用途が土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋め戻し材、土壌改良材、肥料又は堆肥、緑化基盤材及びコンクリート二次製品その他これに類するもの)
- 02 認定時に、製品の使用上の留意点の周知など、品質及び安全性に関する条件等を付する権限規定を追加(第3項)。

他の道府県の規定の状況

01 次に掲げる ~ をすべて認定基準としているのは、条例では3県(三重、秋田、岐阜)であり、要綱等では20府県となっている。

- 県内工場等において生産等される製品であること
- 県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること
- 工場等における環境の保全に関する措置が講じられていること
- 既に販売されている又は6月以内の生産開始が確実であること

~ のほか、品質及び安全性に関する具体的な基準について、10府県のうち条例で規定しているのは2県(秋田、岐阜)、規則で規定しているのは4県(三重、青森、岩手、和歌山)、要綱等で規定しているのは4府県(宮城、大阪、岡山、広島)である。

02 上記 01 の他、以下の要件を認定基準の項目としているものもある。

- ・申請者等の要件を定めているもの
- ・認定製品の普及が県内の廃棄物の減量化、リサイクルの推進等に寄与すること

なお、要綱等では、20道県において、認定製品の普及が県内の廃棄物の減量化、リサイクルの推進等に寄与すること等を認定基準の項目としている。

論点 1 関係

03 品質及び安全性に関する基準を条例で規定している2県(秋田、岐阜)では、他の基準とともに特別管理廃棄物を原材料として使用しないことについても、条例で規定している。

執行部説明**論点** 1 関係 特別管理廃棄物に関する規定について

- 11 (平成18年3月の改正に当たって、特別管理廃棄物を認定しないことについて条例の規定に入れなかったことについては)見直しについての考え方の中で、規則や要綱の改正で対応できるものについては早急に改正することとし、県民の権利義務に関わるものについては条例の中で整理していくこととしたもの。
- 12 規則の改正で対応できるものについては、知事の権限の中で運用で対応することとし、条例の条文で改正する必要のあるものについて条例改正を行った。
- 13 条例においては県民の権利義務に関わることを規定し、規則等においては日々環境等が変化するものについて対応して規定するというのが、執行部の基本スタンスである。
(条例のテクニカルな点から)条例と、法律及び政令等とのバランスを勘案し、特別管理廃棄物を除外する旨を条例の条文上明記しなかったものである。すなわち、特別管理廃棄物は、法律及び政令で規定されているものであるため条文上明記しても構わないが、放射線発生物は省庁の通知を根拠とするものであるため条文上明記するのはバランスを欠くと考えた。従って、両者を規則で明記することとなったものである
- 14 特別管理廃棄物とはいえ、きちんと処理すれば使えるものである。

論点 2 関係 再生資源等の混入割合について

- 21 三重県内で発生した再生資源を、原材料の一部に使用していることが条件となっている。基本的には県内だが、すべて県内の再生資源を利用しなければならないというわけではない。

論点 3 関係 肥料、堆肥等に関する基準について

- 31 肥料取締法の規定は、一般的に廃棄物に関する規定よりも緩いものである。県の認定する認定リサイクル製品には、高いハードルを課しているものである。
リサイクル認定製品によって環境等が汚染されることのないよう、環境省の定める基準に基づいてチェックしている。
リサイクル製品の認定に当たって適用される基準であり、県独自に厳しい基準を課しているものである。

有識者意見**論点** 1 関係 特別管理廃棄物に関する規定について

- 11 特別管理廃棄物は、リサイクル製品の原材料から除外すべきと考えている。(加藤認定委員)
- 12 現行、特別管理廃棄物は、原則としてリサイクル製品の原料としないと書かれており、これでよいと考える。(太田認定委員)
- 13 現状、特別管理廃棄物を利用した製品はリサイクル製品とは認定しないこととされているのは、基本的には、適切な措置だと思えます。ただし、特別管理型廃棄物由来の材料であっても、処理、加工の程度、方法で、十分に安定的に無害化されているケースも生じます。原則として、特別管理廃棄物を利用した製品はリサイクル製品とはしないこととし、例外について、リサイクル製品認定委員会などで、専門家の意見を聴することとするのがよいと思えます。(畑中認定委員)
- 14 特別管理廃棄物の取扱いについて、現在の県民感情等の風潮ではこれをリサイクル製品の原材料に入れることは難しいと思われるが、無害化すれば問題ないものであり、全面的に駄目というのはいかがかと思う。何らかの方法で再利用する話が企業からあれば検討する場があってもよいのではないかと考えている。(丸山認定委員)

- 15 特別管理廃棄物については、近県の規定を参考にするなど近県と連携して取り組むのがよいと考える。
(月岡認定委員)

論点 2 関係 再生資源等の混入割合について

- 21 せっかく認定したというのに問題なのは、三重県で発生する再生資源をリサイクルしたようには見えない事例があるということである。再生資源の混入率について基準があり、その基準分だけ混ざっているということにより認定されているが、この再生資源は本当に三重県産かという疑問がある。ある程度再生資源が利用されていればリサイクルと言えると思うが、どの程度の混入率かを明確化する必要があるのではないか。(加藤認定委員)
- 22 認定委員が評価する基準について、製品の成分の含有率についてかっちりと数字を入れてほしいと考えている。委員会でリサイクル製品は三重県産の再生資源5%以上などが妥当かという議論があった。条例や実施要綱等で、事務局として明確にした方がいいと考えている。(太田認定委員)
- 23 県内で発生した再生資源の割合の基準、すなわち何割使われているかを明確化する必要があるのではないかと考える。(月岡認定委員)

論点 3 関係 肥料、堆肥等に関する基準について

- 31 土壌に接するもの、例えば糞尿を処理したものなどが想定されるが、堆肥としては(品質は)十分であっても、環境基準をクリアできず認定されないことがある。リサイクル製品の利用で特定の成分が非常に濃厚になると、環境に悪影響が出るなどが躊躇する原因と思うが、そのようなケースは非常にまれであると思う。(加藤認定委員)

論点 4 関係 溶出試験について

- 41 含有成分の溶出試験について、ホウ素、フッ素を検査項目に加えるとの意見があるが、必要ないと考えている。現状の(試験項目)でよい。また、ドイツやアメリカなど銅、クロム(六価クロムだけでない)等についてきちんと基準を設けているという先進事例もある。なお、亜鉛の基準もあるが、これはそもそも人間に必要なものである(ので基準を定める必要がない)。また、世界で事例はないが、アルミニウムについて、溶融性のアルミニウムも存在し、100ppb あれば生物に有害なものである(ので、これについて基準を設けてほしいと考えている。(太田認定委員)

論点 5 関係 耐久性、地域環境の観点、中小企業によって生産されたものであること、政治家が役員等である事業所の製品の取扱い等認定基準の見直しについて

- 51 認定リサイクル製品を売りっぱなしではまずいので、特に「耐久性」については、申請資料に含めることが望ましいと思います。但し、製品の種類によっては、耐久性の基準の明確化は難しい(不要なケースもある)と考えられるので、事前に申請者から耐久性(保証期間)について何らかのコメントをもらっておく程度でも良いかもしれません。(畑中認定委員)
- 52 間伐材はまさしく地域環境であり、地域環境に重点を置くのはまさしく三重モデルではないか。(足立参考人)
- 53 品質について、現在は経済産業省の工業規格などで定めているが、これ以外にも厚生労働省や文部科学省の所管する工業規格、また環境基準は一部定められているが、これらについても基準を明確化した方がよい。エコマーク基準についても加えた方がいい。WTOの基準も勘案した方がいいと考えている。さらに、建築基準についても明確化するなど、検討した方がいいと考えている。(太田認定委員)
- 54 現在、認定委員は、製品の性能、安全性等について評価しているが、将来的にはライフサイクルアセス

メントの面から評価するのがよいかと考える。(丸山認定委員)

- 55 製品の安全性等に係る基準について、目下、改善すべき点として具体例があるわけではありませんが、必要に応じて(改善・修正すべき点が見出された場合)当然ながら、適宜再検討できるシステムになっている必要があります。現状でもそのようなシステムで動いていると思われませんが、積極的な逐次の見直し体制を整えようとするのであれば、例えば、既に認定を受けている製造者等から定期的に意見を聴取し、基準の点検を行うことなどが考えられます。(畑中認定委員)
- 56 認定基準については、環境の変化等に、適切かつ迅速に対応させていくことが重要であると考えている。(長原認定委員)

検討会委員提案

論点 1 関係 . 特別管理廃棄物に関する規定について

- 11 特定管理廃棄物(一般、産業ともに)を原材料として使用しないことや土壌汚染の基準の適用について岐阜県と同様に条例で明文化できないか。(中嶋委員)
- 12 とりあえず、リサイクル製品については、特別管理廃棄物や放射性物質については、リサイクルしない、との原則を条例で明記すべきだと思う。(萩原委員)
- 13 特別管理廃棄物を使用しないことについて、これまでどおり規則でいくか、条例に定めるか議論 または、特別管理廃棄物でも、すべて排除してしまうのはいかがか、との意見もあったので、議論の余地だけは残す??(日沖委員)
- 14 特別管理廃棄物の取扱い
処理することによって、安全性が確認された廃棄物の取扱い(西塚座長)

論点 2 関係 . 再生資源等の混入割合について

- 21 第2項の「全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて…」にある「全部又は一部」を「 % 以上の」と基準を明確にできないか。(中嶋委員)
- 22 認定基準の具体化(使用される再生資源の含有率など)(今井委員)
- 23 三重県内発生廃棄物の含まれる割合の基準が必要では。(北川委員)

論点 3 関係 . 肥料、堆肥等に関する基準について

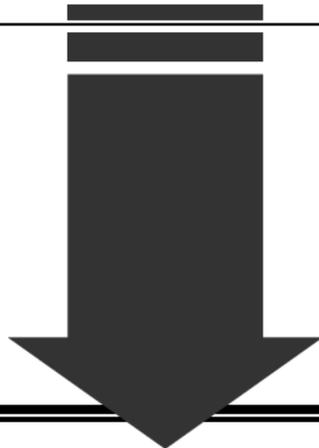
- 31 肥料や堆肥の認定リサイクル製品の利活用が進んでいない一因として認定基準が一般の肥料取締法の基準よりも厳しいものとなっていることもある。そのため、規則第4条の別表第2(認定基準等)の中から「肥料又は堆肥」を外し、肥料や堆肥については肥料取締法に定める基準を認定の際の基準に採用すべきことを提言していきたい。(中嶋委員)[執行部への申入れにおいてを想定]

論点 4 関係 . 溶出試験について

- 41 溶出試験の在り方について見直しを提言していきたい。具体的には溶出試験にかかるコストが業者の重荷になっていることも配慮し、申請段階と更新段階とで試験の在り方を見直してはどうか。
また、溶出試験の在り方全般についてもより専門的な知見を広く集め、本当に必要とされている試験がなされているのか、あるいは不必要な試験を製造業者に課してはいないかを再点検してみてもどうか。(中嶋委員)[執行部への申入れにおいてを想定]

論点 ⑤ 関係 V. 耐久性、地域環境の観点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする者に政治家が役員等関与している場合の取扱い等認定基準の見直しについて

- ⑤1 リサイクル製品認定基準について
耐久性を基準とするかどうか。(西塚座長)
- ⑤2 地域環境(地球環境と分けて)を優先させるべきか?(竹上委員)
- ⑤3 大企業の廃棄物は対象とせず、中小企業のリサイクル製品に限定すべきだと思う。(萩原委員)(第15条再掲)
- ⑤4 リサイクル製品として認定される事業所からの政治家の排除は考えられないか。条例で規定することはむつかしいが、議員提案議案である以上、何かそこに一定のルールや規範が必要ではないか、と考える。(萩原委員)
- ⑤5 評価基準の見直し(日沖委員)
- ⑤6 第6条第1項の認定基準の検証(4号による規則も含めて)
あらためて、専門家によって検討してもらったら・・・(日沖委員)
- ⑤7 品質・安全性等に関する認定基準の検討を行い、その結果、必要であれば条例及び施行規則を改定する。(杉本委員)



第6条 論点

【条例の規定の改正に関して】

I. 特別管理廃棄物に関する規定について

① 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工された製品は、リサイクル製品から除くことを、条例の規定において明記すべきか。

①-1 条例の規定において明記する場合

案1：特別管理廃棄物に関する規定のみ明記するのはバランスを欠くので、例えば秋田県、岐阜県の各条例のように品質、安全性等に関する他の規定もすべて、規則ではなく条例の条文において明記すべきか。

案2：条例の条文等において原則としてリサイクル製品から除くこととし、無害化したとリサイクル製品認定委員が認める場合等は、例外として認める方法を設けておくこととすべきか。

第6条 論点（続き）

Ⅱ. 再生資源等の混入割合について

② リサイクル製品の認定の要件として、県内で発生する廃棄物を一定割合以上含むことを規定すべきか。

②-1 県内で発生する廃棄物を一定割合以上含むことを規定する場合

個々の製品ごとに、質量、体積等で、一定以上の割合を含むことを規定することとなるとみられるが、条例で規定すべきか。あるいは規則等で規定すべきか。

【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

Ⅲ. 肥料、堆肥等に関する基準について

③ 土壌と接するものについては、「土壌汚染に係る環境基準について」（平成三年環境庁告示第四十六号）の別表に定める項目が適用されているが、たとえ土壌と接するものであっても、製品の用途が肥料又は堆肥等であれば、肥料取締法に基づく基準（肥料取締法（昭和二十五年法律百二十七号）第三条第一項に基づく公示規格）を適用すべきか。

Ⅳ. 溶出試験について

④ 溶出試験の在り方について、見直しを行うべきか。

④-1 溶出試験の在り方について見直しを行う場合、新規の申請時と更新申請時とでそれぞれ必要な項目の試験を行うこととし、一律の項目の試験を行うことの見直しを図るか。

④-2 溶出試験の在り方について見直しを行う場合、現行の試験項目に加えて、例えば銅、六価クロム以外のクロム等他の項目について必要なものを加えるよう検討すべきか。あるいは、不必要な項目の試験を課しているのではないかなど削除を含めて検討すべきか。

Ⅴ. 耐久性、地域環境の観点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする者に政治家が役員等関与している場合の取扱い等認定基準の見直しについて

⑤ 耐久性、地域環境の視点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする者（企業等）に政治家が役員等として関与していないこと等を、リサイクル製品の認定基準として新たに設けるべきかどうか。

第七条 三重県リサイクル製品認定委員

条文

(三重県リサイクル製品認定委員)

第七条 知事は、前条第一項の認定(以下「製品認定」という。)に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員(次項及び第三項において「認定委員」という。)を任命し、その意見を聴くものとする。

- 2 認定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

【平成 18 年 3 月改正の内容】

- 01 認定委員の位置づけを明確にするため、条例に規定。

他の道府県の規定の状況

- 01 リサイクル製品の認定時に認定委員等の意見を聴くといった規定を設けているのは、条例では 6 県、要綱等では 24 道県である。
- 02 条例では 3 県(秋田、岐阜、宮城)において審査会等の組織を設置している。その中で、2 県(秋田、岐阜)において、認定の取消等の際にも意見を聴くとともに、知事の諮問に応じ認定製品の利用推進について重要事項の調査審議もその所掌事務としている

執行部説明

有識者意見

論点 1 関係

- 1 申請について個々に一通り説明を受け、単独で意見を述べ、その上で全体会議に諮るという方法を採用している。今の方法がベストと考えている。(加藤認定委員)
- 2 認定委員からの意見聴取の方法について、加藤参考人と同じであるが、全体会議を重視しており、個別に事前説明いただき全体会議に諮るという現在の方法がよいと思う。やはり、新規の申請と問題のある案件について、重視して議論すべきと思う。(月岡認定委員)
- 3 フェロシルトの事件以来、リサイクル製品認定委員からの意見について、個別聴取と全体委員会の 2 段階体制が取られている(当初の体制に戻った)ので、この体制を継続するのがよいと思います。
認定リサイクル製品の利用推進等に関し、委員が意見を述べることは、比較的システムティックにできているかと思えます。(畑中認定委員)

論点 2 関係

- 4 認定委員は検証に関与しない方がよいと考える。(太田認定委員)
- 5 認定委員は他に職を持つ者であり、時間を割いて(企業に)立ち入ってサンプルを取ってくることは考えられない。(加藤認定委員)

論点 3 関係

- 6 普及させなければ意味がないので、認定委員に、例えばコーディネータのような役割を果たす者、企業に詳しい者を加えて検討いただきたい。(長原認定委員)
- 7 さらに販売の点で専門の方に入っていただくと、企業にアドバイスできるのではないかと考えられる。(丸山認定委員)
- 8 認定リサイクル製品は、製品である以上、耐久性も含めて認定が検討されるのが当然であると思います。製品の耐久性に関しては、現行の認定委員でも対応できるのではないかとと思いますが、コストパフォーマンスなども含めるのであれば、もっと広い分野より認定委員を選定されたり、市場調査の方式も導入された方がよいのではないかと思います。(下野認定委員)
- 9 リサイクル製品認定委員が、認定の取消や認定製品の利用の推進について意見を述べることは可能であると思います。(下野認定委員)

検討会委員提案

論点 1 関係

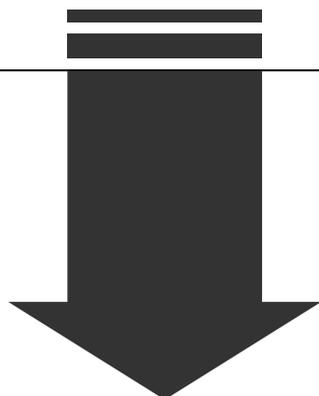
リサイクル製品認定検討会「環境部会」、三重県リサイクル認定委員会などの所掌・権限を明記し、認定審査過程を明確化する。(杉本委員)(第10条再掲)

論点 2 関係

認定委員会の役割に「利用促進に関する提言」を含めてはどうか。(中嶋委員)
 認定委員による検査への関わり(今井委員(第10条再掲))
 (リサイクル製品認定検討会「環境部会」、三重県リサイクル認定委員会などの所掌・権限を明記し、認定審査過程を明確化する。)認定取り消し過程についても同様。(杉本委員)(第10条再掲)

論点 3 関係

県が運用するうえで・・・
 ・利用推進条例なので(商品開発、販路)などの視点から、アドバイスもできるような専門家を認定委員の中に入れてほしい。(日沖委員)
 リサイクル製品認定委員の任命について
 条例第7条では、「生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから・・・」となっている。利用推進のため流通に関する認定委員を加えて任命してはどうか。(杉本委員)



第7条 論点

- ① 認定委員のからの意見聴取について、認定委員会を組織し、それぞれの専門分野の意見を踏まえた上で認定の適否について意見をのべることとすべきか。【条例の規定の改正に関して】
※ これについては、現行は条例の運用において、認定委員会を設置し、合議の上委員会の意見を述べることとなっている。しかし、条例の規定においては、「認定委員の意見を聴く」となっており、すなわち個別の意見聴取等でもよいということになっている。
- ② 認定委員の関与の範囲について見直すべきか。【条例の規定の改正に関して】
- ②-1 認定委員の関与の範囲を見直す場合、認定委員は是正又は改善の勧告、取消等検証過程にも関与することとすべきか。【条例の規定の改正に関して】
- ②-2 認定委員の関与の範囲を見直す場合、認定リサイクル製品の利用推進についてなど知事の諮問に応じて意見を述べるができることとすべきか。【条例の規定の改正に関して】
- リサイクル認定委員会は、例えば製品のコストパフォーマンスについての評価、商品開発や販売に関して企業にアドバイスするなど、その役割を拡大すべきではないか。
- ③ 認定委員の人選等委員構成を見直すべきか【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
- ③-1 認定委員の人選等委員構成を見直す場合、商品開発や販売に関して企業にアドバイスできる者、製品をコストパフォーマンスの観点から評価できる者等を加えるべきか【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

第八条 認定の申請及び通知等

条文

(認定の申請及び通知等)

- 第八条 製品認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 2 製品認定の有効期間は、五年を超えない範囲で規則で定めるものとする。
 - 3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者(以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。)が再度同一のリサイクル製品について、同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。
 - 4 知事は、製品認定を行ったときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。
 - 5 製品認定を受けたリサイクル製品(以下「認定リサイクル製品」という。)の生産等をする者(以下「認定生産者」という。)は、規則で定めるところにより、当該リサイクル製品が認定リサイクル製品であることを表示することができる。
 - 6 知事は、第一項の規定による申請があつたリサイクル製品が認定基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。
 - 7 生産予定者が、認定リサイクル製品の生産等を開始するときは、規則で定めるところにより、当該開始予定日の前日から起算して三十日前までに、知事に対し、次項の確認を受けるための申請をしなければならない。
 - 8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

【平成 18 年 3 月改正の内容】

- 01 申請書の添付資料に製品の品質及び安全性を確保するための計画を追加。あわせて、添付資料の種類を規則で具体的に明示。

他の道府県の規定の状況

- 01 三重県及び岐阜県の 2 県では、生産開始前に知事により認定基準に適合していることの確認を行うことを条例に規定している。また、条例において、認定に当たり品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付すことができることとしているのは三重県のみである。
- 02 認定リサイクル製品の有効期間についての規定は、条例で規定している 10 府県のうち、5 年が 4 県(三重、秋田、和歌山、岡山)、3 年が 6 府県(青森、岩手、宮城、岐阜、大阪、広島)である。

論点 1 関係

- 03 岐阜県は、「不正な手段により認定を受けた者」について罰則を科している。

執行部説明

- 01 平成 19 年度は、認定検討会を 4 回開催し、11 社 13 製品を新規認定した。また、5 年間の有効期限を満了した 7 製品を更新認定した。

論点 1 関係

- 02 H18.3 改正時に罰則について検討し、検察庁とも協議したが、当条例はリサイクル製品の利用推進条例であり規制するためではないので趣旨にそぐわないこと及び認定を受けていないリサイクル製品とのバランスを欠き公平性に問題があることを理由に、設けないこととなったものである。

有識者意見**論点 1 関係**

- ① 岐阜県の条例のような罰則は必要ないと考える。その理由は、罰則以外に社会的制裁を十分に受けていると考えるからである。(太田認定委員)

論点 3 関係

- ② 三重県内でのリサイクル製品に関する認知度がまだまだ低く、更なる PR 等で活性化が必要であると思います。認知度が増せば、申請側の工場や事業所数も増し、リサイクル製品の量、品目も増え、また利用者、販売・生産実績の向上が期待されると思います。

PR 方法：

製品のカテゴリーを明確化して、そのカテゴリーごとの製品申請に伴う手続き（書類、必要な分析データやそれに伴う費用）などを分かりやすく告知し、申請しやすくする。

零細企業などに関しては、申請に伴う手続き費用等に関して支援するシステムを作る。

申請側にリサイクル製品に認定された場合のメリットを具体例を挙げて明確にする。

使用者、購入者側にもリサイクル製品のメリット（あるのなら）を、明確にする。(下野認定委員)

論点 4 関係

- ③ 現状では製品ごとに細かく基準は定められていない。製品を細かく分類し、その分類に応じた対応をすべきとは考えるが（難しい）。例えば、中小企業にとって、例えば計量証明の取得のために 1 検体当たり 15 万円の負担は大きいだろう。申請してもメリットがないのなら、申請しなくなるだろう。(加藤認定委員)
- ④ 評価基準の改善点について、安全性を重視し、数値を盛り込んでいくことは必要と考えている。その他、認定されたものの検査は、製品によって適した方法が異なるので、その適する方法、回数によることが必要であると考えている。(丸山認定委員)
- ⑤ 認定製品の安全性等に係る基準について、製品のカテゴリーを明確にし、そのカテゴリーごと、もしくは製品ごとに対する安全性や耐久性を含めた基準（分析項目や耐久試験項目）を明確かつ簡潔に提示することで、申請側にとっても使用側にとってもメリットとなり、申請・利用推進に繋がると思われます。(下野認定委員)

検討会委員提案**論点 1 関係**

- 1 罰則規定を盛り込むべきかどうかについてより議論を行いたい。
罰則規定を盛り込むとした場合、条例第 8 条（認定の申請及び通知等）の規程に、申請者が善意かつ正確な申請を行う「義務規定」を盛り込み、その上でこの義務に反する行為に対して罰則（過料）を課するといった構成要件としてはどうか。(中嶋委員)
- 2 罰則規定を入れるか？(竹上委員)
- 3 罰則事項について、推進条例の下位条例として検討する。(野田副座長)
- 4 違反等に対する厳しい罰則規定は必要だと思う。(萩原委員)
- 5 罰則規定についての議論(日沖委員)

論点 2 関係

- 6 第 5 項（認定リサイクル製品の表示）について
 - ・利用推進のため表示を義務づける。
 - ・現在のマークを「品質・安全性の保証」「循環型社会構築への寄与」などが利用者により理解しやすいものに変更できないか。(杉本委員)



第8条 論点

- ① 虚偽の認定リサイクル製品の流通を予防し、県の認定するリサイクル製品への信頼及びブランド価値を確保するため、虚偽の申請を行った者等に対しては罰則を科すべきか。【条例の規定の改正に関して】
- ② 認定リサイクル製品の表示について、見直しを行うべきか。【条例の規定の改正に関して】
- ③ 製品のカテゴリーを明確化して、そのカテゴリーごとの製品申請に伴う手続き（書類、必要な分析データやそれに伴う費用）などを分かりやすく告知し、申請しやすくすべきかどうか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
- ④ 認定製品の安全性等に係る基準について、製品のカテゴリーを明確にし、そのカテゴリーごと、若しくは製品ごとに対する安全性や耐久性を含めた基準（分析項目や耐久試験項目）を明確かつ簡潔に提示すべきかどうか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

第九条 変更の申請等

条文

(変更の申請等)

第九条 認定生産者は、認定リサイクル製品につき前条第一項の規定による申請に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に申請し、認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事項を変更するときは、規則で定めるところにより、当該変更をすべき事由が生じた日の翌日から起算して三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

【平成18年3月改正の内容】

01 認定生産者が製品の仕様・生産方法等を変更しようとするときは、申請に基づいて事前確認することを規定。

他の道府県の規定の状況

01 条例では7県において、変更の申請等に関する規定を設けている。

執行部説明

01 平成19年度は、31件の変更申請について認定を行った。また、第2項に規定する届出は1件であった。

有識者意見

検討会委員提案

論点

第十条 認定の取消し等

条文

(認定の取消し等)

第十条 知事は、認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき(第八条第八項の規定による確認により判明したときを含む。)又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 知事は、認定生産者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 一 第六条第三項の規定により付された条件に違反したとき。
- 二 正当な事由がなく第八条第七項又は前条第一項の規定による申請をしないとき。
- 三 第十一条第二項の規定による報告をしないとき。
- 四 第十三条の是正又は改善を行わないとき。

3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしてはならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により当該認定を取り消したときは、認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

5 第一項又は第二項の規定により認定を取り消された認定生産者は、取消しのあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。

【平成 18 年 3 月改正の内容】

- 01 不正行為等の再発防止のため、認定生産者に新たに課された義務等に違反した場合を認定取り消し要件に追加。
- 02 認定取り消しを受けた者に対する、5年間の認定申請の禁止規定を追加。

他の道府県の規定の状況

- 01 取消事由に関して、三重県及び広島県の2県では、取り消さなければならない事由を規定している。他の道府県では取り消すことができる旨の規定となっている。
- 02 本県では、平成 18 年の一部改正により、取消の場合に一定期間の新たな認定申請の制限を課している(期間は5年間)。条例では2県(三重、岐阜)、要綱等では3県のみが規定している。
- 03 制限期間としては5年間が3県、3年間が2県である。

執行部説明

01 平成 18 年 11 月に、適合状況報告の提出を行わなかった1事業者4件について、第 10 条の規定に基づく認定の取り消しを行った。

有識者意見

検討会委員提案

論点① 関係

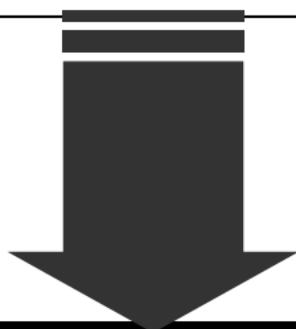
① 認定品についても再度チェックして該当しないものを削除してはどうか。(フェロシルトのこともあるから)(森本委員)

論点② 関係

② 認定の取り消しについて
 ・虚偽の報告をしたとき
 ・事業者が環境法令に違反したとき・・・などの場合、取り消し事由にする必要はないか?(日沖委員)

論点③ 関係

③ リサイクル製品認定検討会「環境部会」、三重県リサイクル認定委員会などの所掌・権限を明記し、認定審査過程を明確化する。認定取り消し過程についても同様。(杉本委員)(第7条再掲)



第10条 論点

① 現在認定されているリサイクル製品の認定の適否を再度検証すべきか【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

※ なお、現在すでに以下の対応が採られている。

- i. すでに認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第10条及び条例施行規則第15条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出。
- ii. 県は、年に一度、条例第16条に基づき、認定生産者に立入検査を実施。

② 認定の取消事由を見直すべきか。

すでに、条例第10条第1項の規定により、偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるときは、知事は当該認定を取り消さなければならないとなっている。さらに取り消さなければならない事由を設けるべきか。【条例の規定の改正に関して】

③ 取消にあたって、リサイクル製品認定委員の意見を聴取することとすべきか。【条例の規定の改正に関して】

第十一条 認定生産者の義務

条文

(認定生産者の義務)

- 第十一条 認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画（第三項及び第十三条において「品質等管理計画」という。）を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない。
- 2 認定生産者は、規則で定めるところにより、製品認定を受けた日の属する年の翌年から第八条第二項の有効期間が終了する日の属する年まで、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする。
- 3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

【平成 18 年 3 月改正の内容】

- 01 製品の品質及び安全性を確保するため、品質等管理計画の策定と提出を義務づけ。製品のサンプル保管を義務づけ。

他の道府県の規定の状況

- 01 品質、性能の維持について、条例では3県（三重、宮城、岐阜）、要綱等では11道県において規定を設けている。
- 02 認定製品の基準への適合状況試験・検査の実施と報告、製品及び関係書類の保存については条例では三重県及び岐阜県においてのみ規定している。
- 03 その他の規定の例として、宮城県等他の道県において、製品に関する情報の公開及び提供、消費者との関係に関するものを設けている。

執行部説明

論点 1 関係

- 01 リサイクル認定申請時に「品質等管理計画」の提出を求め、生産方法や管理の方法について確認を行っている。
- 02 平成 19 年度は、全ての認定製品（112 件）について、第 11 条第 2 項の規定に基づく「適合状況報告書」の提出を求め、品質管理状況の確認を行った。
- 03 平成 18 年 3 月改正以降、製品のサンプル提供を受けて行う重金属のダブルチェック、年一度の立入調査など製品の品質はきちんと調べている。

有識者意見

論点 1 関係

- ① 提出されたデータが信頼できるかについては、行政側から工場等に立ち入って調査することが必要であると考えている。やはり現場へ行ってみることである程度わかるもの。（加藤認定委員）

検討会委員提案

論点 ① 関係

- ① (事故米と同様 検査体制に不備はないか) チェック体制の再検討が必要。(森本委員) (第 16 条再掲)

論点 ② 関係

- ② 第 11 条に認定生産者の義務が書かれているが、認定生産者等に再生資源等を供給するものに対しても義務を課す必要があるのではないか。(今井委員)



第 11 条 論点

- ① 認定されたリサイクル製品について、認定された条例第 8 条に基づく申請のとおり生産されたものか、及び条例第 11 条に基づく品質等管理計画どおり生産されたものか、の確認は、現行の規定を遵守することで十分か。あるいは、さらに充実させることが必要か。

①-1 さらに充実させることが必要な場合

案 1 : どのような観点から、認定されたリサイクル製品の品質及び安全性等に関する確認を充実するか。【条例の規定の改正に関して】

※ なお、現行の規定により、すでに、認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第 10 条及び条例施行規則第 15 条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出することとされている。

案 2 : 立入検査に関する規定を強化することにより、確認を充実させるか【条例の規定の改正に関して (→ 第 16 条において議論)】

- ② 認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して義務を課すべきか。【条例の規定の改正に関して】

第十二条 認定の取下げ等

条文

(認定の取下げ等)

第十二条 認定生産者は、製品認定を取り下げるときは、規則で定めるところにより知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出をした認定生産者が第十条第一項又は第二項に該当すると認めるときは、当該認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

3 知事は、前項の規定による公表を行うときは、当該認定生産者に聴聞の機会を与えなければならない。

4 第二項の規定による通知を受けた認定生産者は、通知のあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。

【平成18年3月改正の内容】

01 認定生産者が自主的に認定を取り下げる場合の規定を追加。但し、取消要件に該当するときは、認定取消と同様のペナルティを科すことを規定。

他の道府県の規定の状況

01 条例では5県(三重、宮城、秋田、岐阜、和歌山)において規定し、要綱等では13道県において規定している。

執行部説明

01 平成18年度以降の認定の取下げ件数は、平成18年度21件、平成19年度7件である。

02 平成18年度に取下げが増えた原因として、条例等の改正に伴い品質管理計画を定めてチェックすること、その製品の用途が土壌に接する場合には定期的に溶出試験を行うことなど手間とコストがかかるようになったためと考えられる。

03 (認定の取消事由に該当すると認めるときに行う)第2項に規定する通知を行った実績はない。

有識者意見

検討会委員提案

論点

第十三条 是正又は改善の勧告

条文

(是正又は改善の勧告)

第十三条 知事は、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる。

【平成18年3月改正の内容】

01 品質等管理計画の実施に不備があるときは、改善又は是正を勧告できることを規定。

他の道府県の規定の状況

01 条例では三重県のみが規定し、要綱等では3道県(北海道、長野、山口)において規定している。

執行部説明

01 第13条の規定による是正又は改善の勧告の実績はない。

有識者意見

検討会委員提案

論点

第十四条 類似表示の禁止

条文

(類似表示の禁止)

第十四条 何人も、認定リサイクル製品以外の製品について、この条例の定める認定リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

【改正】

01 制定当初からの規定どおり。改正なし。

他の道府県の規定の状況

01 条例では8県、要綱等では19道府県と多くの道府県において規定している。

02 この規定に違反した者に罰則を科す県が2県ある。

執行部説明

01 認定リサイクルマークは、商標登録を行っている。

有識者意見

1 三重県内でのリサイクル製品に関する認知度がまだまだ低く、更なるPR等で活性化が必要であると思います。認知度が増せば、申請側の工場や事業所数も増し、リサイクル製品の量、品目も増え、また利用者、販売・生産実績の向上が期待されると思います。

PR方法：

三重県リサイクル製品にロゴマークをつける。(下野認定委員)

検討会委員提案

論点

第十五条 県の調達義務等

条文

(県の調達義務等)

第十五条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。

2 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。

3 県は、県の行う工事において、認定リサイクル製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、品目、使用量その他規則で定める事項を看板その他の方法で掲示しなければならない。

【改正】

01 制定当初からの規定どおり。改正なし。

他の道府県の規定の状況

01 条例では10府県すべてにおいて、調達義務に関し、「優先的に」、「積極的に」、又は「率先して」購入に努める等の規定をしている。

執行部説明

01 公共工事における設計・積算段階で検討チェックリストによる工事毎の製品使用の点検、みえ・グリーン購入基本方針における認定リサイクル製品の利用の明確化等により認定製品の利用推進を行っている。平成19年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、製品数81品目で、購入金額約10億8,900万円だった。

有識者意見

1 リサイクル製品は割高である場合が多いが、グリーン調達のようなシステムは有効である。技術開発や収集、流通ルートなど経済メカニズムが成立し、少し高くとも購入する仕組みとすることで、これが最適化すれば価格が下がるという良循環を産み出す。なお、割高であるだけ余分の負担が生じるため、県民への説明責任が求められるが、将来的にこのシステムが役に立つと説明できればよい。(足立参考人)

検討会委員提案

論点 1 関係

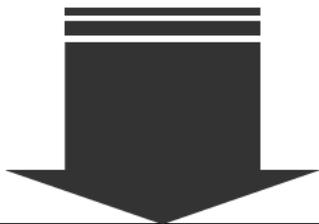
工事仕様書に使用を義務付けているもの、努力するもの、全然表示のないもの統一されていないが認定されたものについては、使用を義務付けるべきでないか。(森本委員)

リサイクルの義務規定を解除するか?(竹上委員)(第3条再掲)

認定リサイクル製品について県の調達努力の強化(特に中小企業からの調達)と具体的な方策を提言していきたい。(中嶋委員)[執行部への申入れにおいてを想定]

大企業の廃棄物は対象とせず、中小企業のリサイクル製品に限定すべきだと思う。(萩原委員)(第6条再掲)

リサイクル製品の県での利用義務づけは見なおすべきではないか。リサイクルがすべてでなく、ゴミや廃棄物を3Rで全体として見なおす政策とあわせて検討すべきだと思う。(萩原委員)



第15条 論点

- ① 県が、認定リサイクル製品を優先的に使用又は購入することの徹底を図るべきか。あるいは、県による認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃するか。
 - ①-1 認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の徹底を図る場合
認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入を義務付ける旨を、工事仕様書に明記するよう、申し入れるべきか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
 - ①-2 認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃する場合
県は、リサイクル認定製品の優先的な調達義務を負わないこととし、調達に当たっての選択は任意とするか。【条例の規定の改正に関して】

第十六条 立入検査等

条文

(立入検査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者（以下この項及び次項において「認定生産者等」という。）若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定生産者等からリサイクル製品及び再生資源等を無償で収去させ、分析させることができる。

3 第一項の規定による立入検査又は第二項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査及び第二項の規定による収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【平成 18 年 3 月改正の内容】

01 申請者に対する立入検査や報告聴取の権限を明示。

02 製品サンプルの無償提供及び県が自ら製品サンプルを採取し、分析する権限を明示。

他の道府県の規定の状況

01 条例では 6 県（三重、青森、岩手、秋田、岐阜、和歌山）において認定生産者等に対する報告等の徴収、立入検査等に関し規定している。要綱等では 16 県において規定している。

02 認定生産者だけでなく、申請者にも、すなわち認定前から立入調査等を行うことができる規定としているのは三重県だけである。

03 サンプル収去の権限を知事に与えているのは、4 県（三重、茨城、山口、福岡）である。

執行部説明

論点 1 関係

01 認定後の事後調査は、以下のとおり行っている。

品質等管理計画の適正履行を確認するため、県が立入調査を実施

重金属の溶出試験の実施が必要な製品について、県による製品サンプルの採取・分析（製造者提出の試験結果と併せたクロスチェック）

02 平成 19 年度は、全ての認定リサイクル製品製造工場（55 工場）に第 16 条の規定に基づく立入調査を実施するとともに、土砂類やコンクリート二次製品など有害物質の溶出試験を義務づけている製品等を対象として、製品サンプルを採取し、重金属の溶出試験による分析・検証を実施した（34 件）。調査を行った全ての製品が認定基準に適合していた。

論点 2 関係

03 再生資源の供給者については、比較的生産量の多い県内の 2 社に対して立入調査を行っている。調査の内容として、サンプル採取は行っているが、適状状況報告のような定型の形式はない。供給ルートについては任意で確認を行っている。

有識者意見

論点 1 関係

1 行政側から工場等に立ち入って調査することが必要であると考えている。やはり現場へ行ってみたい

である程度わかるものであり、認定されたリサイクル製品の利用推進のためには、不正を見抜くことが必要。(加藤認定委員)

- ② 特別管理廃棄物をリサイクル製品の原料としないことについて実施要領第17条では認定後の立入検査が定められているが、この確認のため施工現場で採取してチェックすることを、きちんと実施してほしい。これは、認定委員会で何度も言っているが、認定した後の検証が重要である。(太田認定委員)
- ③ 三重県リサイクル製品認定審査等実施要領第17条に基づく認定後の立入調査を、任意ではなく、確実に実施することが必要と考える。(太田認定委員)
- ④ 提出されたデータが信頼できるかについては、行政側から工場等に立ち入って調査することが必要であると考えている。やはり現場へ行ってみることである程度わかるもの。(加藤認定委員)

検討会委員提案

論点① 関係

- ① 立入検査等の規程について、知事の調査権限をより強化できないか。(中嶋委員)
- ② 検査は必ずしも県職員が行わなくてもいいと思われるため、外部委託も可能とする規定を盛り込めないか。(中嶋委員)
- ③ 認定委員による検査への関わり(今井委員)(第7条再掲)
- ④ (若干課題があるとは思いますが)県民が必要に応じて立入検査を知事に求めることのできる規定など、県民が認定製造業者のチェック機能に加わる内容を規程に盛り込むことも検討してはどうか。(中嶋委員)
- ⑤ (事故米と同様 検査体制に不備はないか)チェック体制の再検討が必要。(森本委員)(第11条再掲)
- ⑥ 「できる」規定を義務規定に改定する。(杉本委員)
- ⑦ 品質・安全性の確保のため、認定後の検査について検討し、その結果、必要であれば条例及び施行規則を改定する。(杉本委員)
- ⑧ リサイクル製品の性状もしくは原料の種類によって、一律ではなく、適切な検査回数や内容を定めるべき。(北川委員)

論点② 関係

- ⑨ 第16条立入検査等についても、供給するものに対する検査等も徹底すべきではないか。(今井委員)

第16条 論点

① 認定リサイクル製品の品質及び安全性を確保し、認定生産者による虚偽又は不正を防止するための、県による立入調査については、現行の規定を順守することで十分か。あるいは、さらに充実させる必要があるか。あるいは、検査回数や検査の内容を必要性に応じて見直すべきか。

①-1 さらに充実させる必要がある場合

案1：立入検査を、県が任意ではなく、定期的実施するのを義務とするか。【条例の規定の改正に関して】

案2：県以外の主体による検査も可能とするか。【条例の規定の改正に関して】

①-2 必要性に応じて見直すべき場合

認定リサイクル製品の種類、性状、原材料として使用している再生資源等の種類等によって、必要な検査を規定し、適切かつ必要な限度の検査を行うこととすべきか。

② 認定生産者だけでなく、認定生産者に再生資源等を販売している事業者への立入調査も、確実に行うべきか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

第十七条 研究開発の支援

条文

(研究開発の支援)

第十七条 県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる。

【平成 17 年 3 月改正】

01 この改正により、新たに設けられた規定である

02 この規定の趣旨としては、以下のとおり。

新たなリサイクル製品を市場に出すには、新たな技術開発が欠かせないこと、また、これまでリサイクルの対象となっていないものが新たに再生資源等として利用されるようになることも期待していることから、このような研究開発に対して、県が持つノウハウ、資源を動員して支援することを促す規定として整備したものである。努力規定であるが、すでに県では補助金、融資などを制度化しているところであり、このような取組をさらに促進していくため、条例上に位置付けたもの。

他の道府県の規定の状況

01 条例では 4 府県（三重、宮城、大阪、岡山）においてのみ規定している。

執行部説明

01 県では、「三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金」として、県内廃棄物排出事業者が自ら行う産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発の支援を行っている。

02 また、県の試験研究機関では、「技術課題解決・地域資源活用」共同研究事業として、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進のために行う技術開発について、共同研究を募集して実施している。

有識者意見

論点 1 関係

- 11 三重県の認定委員会が扱ったことがないような事例として、愛知県において、ふすま紙、再生セラミック缶、再生ガラス発泡材、環境浄化材などの認定製品がある。(太田認定委員)
- 12 認定されているリサイクル製品には土木資材が多く、使用されている再生資源も限定されているので、今後もっと幅広い製品の開発や多様な再生資源の利用が必要であると考えている。(長原認定委員)
- 13 リサイクル製品認定制度の今後の課題として、認定リサイクル製品の利用にインセンティブを与えることかと考えている。県による使用だけではなく、例えば農業資材などについて三重県は有機農業の先進県でもあることから、水耕栽培などで使用されるよう開発等取組が必要であると考えている。(加藤認定委員)
- 14 建築資材以外の新たな分野の拡大が必要かと考えている。また、認定される可能性があるという事例を公表するのも有効と考える。(丸山認定委員)

論点 2 関係

- 21 民間でも使用されるようになるように、情報発信していくのがよいと考えている。例えば、新規開発事例の紹介など、例えば研究会や勉強会に企業が積極的に参加し、そこで企業間の連携や事例紹介、相談への対応など支援していく方策が考えられる。(長原認定委員)
- 22 三重県内でのリサイクル製品に関する認知度がまだまだ低く、更なる PR 等で活性化が必要であると思います。認知度が増せば、申請側の工場や事業所数も増し、リサイクル製品の量、品目も増え、また利用者、販売・生産実績の向上が期待されると思います。

PR 方法：

零細企業などに関しては、申請に伴う手続き費用等に関して支援するシステムを作る。(下野認定委員)

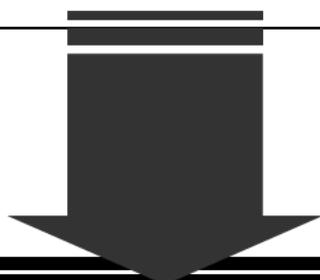
検討会委員提案

論点① 関係

- ① 研究費等の支援に関する下位条例を検討する。(市町への働きかけを強化するための方策を上記支援に盛り込めないか?) (野田副座長)
- ② 現在、「三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金」による事業者の研究開発支援や産官の連携も一部行われているが、今後、多様な製品開発をめざして産官学共同等による研究開発を推進するため、条例を改定する。(杉本委員)

論点② 関係

- ③ 認定リサイクル製品の販路開拓、市場調査など民間部門も含めた利活用を推進する取組を県の役割に加えることができないか。(中嶋委員)
- ④ ※抽象的な捉え方ですが 販路の開拓・新規分野の開拓などの支援について、条例に盛り込めないか? (日沖委員)
- ⑤ 製品開発だけでなく、今後は利用・普及に関する研究開発が必要である。(杉本委員)
- ⑥ 企業が誠実な姿勢でリサイクル製品の開発をして製品化したとしても、行政による支援が足りないように思います。
良い製品ならば行政として積極的な販売促進を考えるべきです。(服部委員)



第17条 論点

- ① 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、現在認定されている製品以外にも、幅広い分野で認定リサイクル製品の品目を充実させ、消費者のニーズに合うものを提供する必要があるのではないかと。とりわけ、土木資材以外の物品や建築資材の開発の促進を図るため、研究開発の支援、研究会等の開催等の取り組みを行うことが必要か。【条例の規定の改正に関して】、【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
- ② 研究開発の促進だけでなく、販路開拓、市場性調査など県が、積極的に製品又は商品開発に向けて支援することとするべきか。【条例の規定の改正に関して】、【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

第十八条 広報啓発

条文

(広報啓発)

第十八条 県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

【平成 17 年 3 月改正】

01 この改正により、新たに設けられた規定である

02 この規定の趣旨としては、以下のとおり。

条例施行以来、県では「県政だより」、県ホームページなどにリサイクル製品の認定状況を掲載したり、認定リサイクル製品の紹介パンフレットを作成するなどの広報活動、市町村等の各種研修会での県の取組の紹介などの啓発活動を行ってきた。しかし、リサイクル製品については、普及が十分でないことから、供給側の競争性が十分担保されず価格が高くなる、ロットが揃わないなどの問題があると考えたことから、広く県民に周知されることが問題解決の第一歩となるとの認識の下に、規定が設けられたものである。

他の道府県の規定の状況

01 条例では 6 県（三重、岩手、宮城、秋田、岐阜、岡山）において規定し、要綱等では 20 道県において規定している。具体的施策として条文上明記しているのは 3 県（三重、宮城、岡山）のみである。

執行部説明

01 ホームページ「三重の環境と森林」の活用、全製品を網羅したパンフレットの配布、建設技術フェアの展示ブースの出展等により、リサイクル製品の PR を行っている。

有識者意見

論点 1 関係

- 1 今後の在り方として、公共工事で使われているのは有効（な方策）であるが、市町による使用が少ないことが（課題として）挙げられる。これらによる利用推進を図る取組が必要であると考えている。（月岡認定委員）
- 2 農業資材については販売実績が低いですが、これは公共事業などのように県の大口の使用がないせいかと考えられ、例えば公共団体、農協等へのアプローチが必要と考えられる。（加藤認定委員）
- 3 民間でも使用されるようになるように、情報発信していくのがよいと考えている。例えば、新規開発事例の紹介など、例えば研究会や勉強会に企業が積極的に参加し、そこで企業間の連携や事例紹介、相談への対応など支援していく方策が考えられる。（長原認定委員）
- 4 三重県内でのリサイクル製品に関する認知度がまだまだ低く、更なる PR 等で活性化が必要であると思います。認知度が増せば、申請側の工場や事業所数も増し、リサイクル製品の量、品目も増え、また利用者、販売・生産実績の向上が期待されると思います。

PR 方法：

三重県だよりなどでの紹介、新聞広告、チラシ、TV コマーシャル、ホームセンターとタイアップした宣伝やリサイクル製品の展示販売。

リサイクル製品の利用推進の意義をもっと PR し、啓蒙活動を図る。（下野認定委員）

検討会委員提案

論点① 関係

- ① 利用を推進する方策について
 - ①市町村における公共調達について
 - ②民間への拡大方策について (西塚座長)
- ② 県が運用するうえで・・・
 - ・認定製品利用拡大への強力な取り組み（市町へのお願い・民間への宣伝の方法を検討）
 - ・新分野の開発や、リサイクル製品の発明として顕著なものは、賞を創設して、リサイクル製品についてもっと奨励していく。（日沖委員）
- ③ 全庁、市町、事業者、県民が、循環型社会への認識を深め、リサイクル製品利用がより推進されるよう、条例を検討する。（杉本委員）



第18条 論点

- ① 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、今後は、①市町への使用の働きかけ、②農協等民間団体、企業、県民への使用の働きかけ又は積極的なPRを充実させる必要があるのではないか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

事 務 連 絡
平成 2 0 年 9 月 3 0 日

議員提出条例に係る検証検討会
各 委 員 様

座長 西塚 宗郎

三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に係る意見について(依頼)

次回の検討会では、検討すべき論点ごとに委員間討議を行いたいと考えています。つきましては、論点についての各委員の意見を別紙1にご記入の上、10月9日(木)までに、下記の方法で、議会事務局へ提出いただきますようお願いいたします。

いただいた意見は、次回の検討会資料といたします。

記

- 1 電子メールの場合 itouh21@pref.mie.jp 又は gikaik@pref.mie.jp
- 2 F A X の場合 0 5 9 - 2 2 9 - 1 9 3 1
- 3 郵送の場合 〒 5 1 4 - 8 5 7 0 津市広明町 1 3 番地
議会事務局企画法務課 あて

(事務担当)
議会事務局企画法務課
原田、伊藤(寿)、水谷
電話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 8 7 7
FAX 0 5 9 - 2 2 9 - 1 9 3 1

議員提出条例に係る検証検討会における三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関して、各論点に対する意見について

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、論点についての意見をご記入いただき、10月9日(木)までに、議会事務局へ提出してください。

委員名 ()

第3条 論点

- 1 リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする県の義務規定を見直すべきかどうか。【条例の規定の改正に関して】

第6条 論点

【条例の規定の改正に関して】

・特別管理廃棄物に関する規定について

- 1 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工された製品は、リサイクル製品から除くことを、条例の規定において明記すべきか。

1 - 1 条例の規定において明記する場合

案1：特別管理廃棄物に関する規定のみ明記するのはバランスを欠くので、例えば秋田県、岐阜県の各条例のように品質、安全性等に関する他の規定もすべて、規則ではなく条例の条文において明記すべきか。

案2：条例の条文等において原則としてリサイクル製品から除くこととし、無害化したとリサイクル製品認定委員が認める場合等は、例外として認める

方法を設けておくこととすべきか。

．再生資源等の混入割合について

- 2 リサイクル製品の認定の要件として、県内で発生する廃棄物を一定割合以上含むことを規定すべきか。

2 - 1 県内で発生する廃棄物を一定割合以上含むことを規定する場合

個々の製品ごとに、質量、体積等で、一定以上の割合を含むことを規定することとなるとみられるが、条例で規定すべきか。あるいは規則等で規定すべきか。

【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

．肥料、堆肥等に関する基準について

- 3 土壌と接するものについては、「土壌汚染に係る環境基準について」(平成三年環境庁告示第四十六号)の別表に定める項目が適用されているが、たとえば土壌と接するものであっても、製品の用途が肥料又は堆肥等であれば、肥料取締法に基づく基準(肥料取締法(昭和二十五年法律百二十七号)第三条第一項に基づく公示規格)を適用すべきか。

．溶出試験について

4 溶出試験の在り方について、見直しを行うべきか。

4 - 1 溶出試験の在り方について見直しを行う場合、新規の申請時と更新申請時とでそれぞれ必要な項目の試験を行うこととし、一律の項目の試験を行うことの見直しを図るか。

4 2 溶出試験の在り方について見直しを行う場合、現行の試験項目に加えて、例えば銅、六価クロム以外のクロム等他の項目について必要なものを加えるよう検討すべきか。あるいは、不必要な項目の試験を課しているのではないかなど削除を含めて検討すべきか。

．耐久性、地域環境の観点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする者に政治家が役員等関与している場合の取扱い等認定基準の見直しについて

5 耐久性、地域環境の視点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする者（企業等）に政治家が役員等として関与していないこと等を、リサイクル製品の認定基準として新たに設けるべきかどうか。

第7条 論点

- 1 認定委員のからの意見聴取について、認定委員会を組織し、それぞれの専門分野の意見を踏まえた上で認定の適否について意見をのべることとすべきか。【条例の規定の改正に関して】

これについては、現行は条例の運用において、認定委員会を設置し、合議の上委員会の意見を述べることとなっている。しかし、条例の規定においては、「認定委員の意見を聴く」となっており、すなわち個別の意見聴取等でもよいということになっている。

- 2 認定委員の関与の範囲について見直すべきか。【条例の規定の改正に関して】

- 2 - 1 認定委員の関与の範囲を見直す場合、認定委員は是正又は改善の勧告、取消等検証過程にも関与することとすべきか。【条例の規定の改正に関して】

- 2 - 2 認定委員の関与の範囲を見直す場合、認定リサイクル製品の利用推進についてなど知事の諮問に応じて意見を述べることができるとすべきか。【条例の規定の改正に関して】

リサイクル認定委員会は、例えば製品のコストパフォーマンスについての評価、商品開発や販売に関して企業にアドバイスするなど、その役割を拡大すべきではないか。

3 認定委員の人選等委員構成を見直すべきか【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

3 - 1 認定委員の人選等委員構成を見直す場合、商品開発や販売に関して企業にアドバイスできる者、製品をコストパフォーマンスの観点から評価できる者等を加えるべきか【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

第8条 論点

1 虚偽の認定リサイクル製品の流通を予防し、県の認定するリサイクル製品への信頼及びブランド価値を確保するため、虚偽の申請を行った者等に対しては罰則を科すべきか。【条例の規定の改正に関して】

2 認定リサイクル製品の表示について、見直しを行うべきか。【条例の規定の改正に関して】

- 3 製品のカテゴリーを明確化して、そのカテゴリーごとの製品申請に伴う手続き（書類、必要な分析データやそれに伴う費用）などを分かりやすく告知し、申請しやすくするべきかどうか。

【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

- 4 認定製品の安全性等に係る基準について、製品のカテゴリーを明確にし、そのカテゴリーごと、若しくは製品ごとに対する安全性や耐久性を含めた基準（分析項目や耐久試験項目）を明確かつ簡潔に提示するべきかどうか。**【条例の執行又は運用についての申入れに関して】**

第10条 論点

- 1 現在認定されているリサイクル製品の認定の適否を再度検証すべきか**【条例の執行又は運用についての申入れに関して】**

なお、現在すでに以下の対応が採られている。

・すでに認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第10条及び条例施行規則第15条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出。

・県は、年に一度、条例第16条に基づき、認定生産者に立入検査を実施。

- 2 認定の取消事由を見直すべきか。

すでに、条例第10条第1項の規定により、偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなった

と認めるときは、知事は当該認定を取り消さなければならないとなっている。さらに取り消さなければならない事由を設けるべきか。【条例の規定の改正に関して】

- 3 取消にあたって、リサイクル製品認定委員の意見を聴取することとすべきか。【条例の規定の改正に関して】

第 1 1 条 論点

- 1 認定されたりサイクル製品について、認定された条例第 8 条に基づく申請のとおり生産されたものか、及び条例第 1 1 条に基づく品質等管理計画どおり生産されたものか、の確認は、現行の規定を遵守することで十分か。あるいは、さらに充実させることが必要か。

- 1 - 1 さらに充実させることが必要な場合

案 1 : どのような観点から、認定されたりサイクル製品の品質及び安全性等に関する確認を充実するか。【条例の規定の改正に関して】

なお、現行の規定により、すでに、認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第 10 条及び条例施行規則第 15 条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出することとされている。

案 2：立入検査に関する規定を強化することにより、確認を充実させるか【条例の規定の改正に関して（第 16 条において議論）】

2 認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して義務を課すべきか。【条例の規定の改正に関して】

第 15 条 論点

1 県が、認定リサイクル製品を優先的に使用又は購入することの徹底を図るべきか。あるいは、県による認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃するか。

1 - 1 認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の徹底を図る場合

認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入を義務付ける旨を、工事仕様書に明記するよう、申し入れるべきか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

- 1 - 2 認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃する場合
- 県は、リサイクル認定製品の優先的な調達義務を負わないこととし、調達に当たっての選択は任意とするか。【条例の規定の改正に関して】

第16条 論点

- 1 認定リサイクル製品の品質及び安全性を確保し、認定生産者による虚偽又は不正を防止するための、県による立入調査については、現行の規定を順守することで十分か。あるいは、さらに充実させる必要があるか。あるいは、検査回数や検査の内容を必要性に応じて見直すべきか。

- 1 - 1 さらに充実させる必要がある場合

案1：立入検査を、県が任意にではなく、定期的実施するのを義務とするか。
【条例の規定の改正に関して】

案2：県以外の主体による検査も可能とするか。【条例の規定の改正に関して】

- 1 - 2 必要性に応じて見直すべき場合

認定リサイクル製品の種類、性状、原材料として使用している再生資源等の種類等によって、必要な検査を規定し、適切かつ必要な限度の検査を行うこととすべきか。

- 2 認定生産者だけでなく、認定生産者に再生資源等を販売している事業者への立入調査も、确实に行うべきか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

第17条 論点

- 1 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、現在認定されている製品以外にも、幅広い分野で認定リサイクル製品の品目を充実させ、消費者のニーズに合うものを提供する必要があるのではないか。とりわけ、土木資材以外の物品や建築資材の開発の促進を図るため、研究開発の支援、研究会等の開催等の取り組みを行うことが必要か。【条例の規定の改正に関して】、【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

- 2 研究開発の促進だけでなく、販路開拓、市場性調査など県が、積極的に製品又は商品開発に向けて支援することとするべきか。【条例の規定の改正に関して】、【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

第 18 条 論点

- 1 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、今後は、市町への使用の働きかけ、農協等民間団体、企業、県民への使用の働きかけ又は積極的なPRを充実させる必要があるのではないか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】